

森林環境譲与税

H31. 4. 1施行

◎創設の趣旨

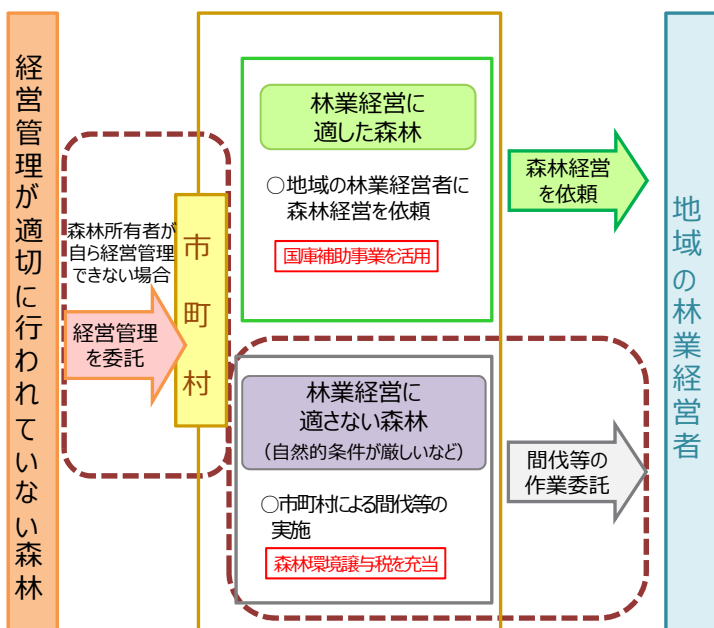
- ・森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民が広く恩恵を受けるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることに繋がる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっている。
- ・このような現状の下、平成30年5月に成立した「森林経営管理法^{*}」を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組みとして森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

※森林経営管理法：
新たな森林管理システム（森林経営管理制度）を規程した法律

森林環境譲与税を活用して
実施する事業

【前回の資料より抜粋】

《新たな森林管理システムのフロー》



新たな森林管理システム

H31. 4. 1施行

◎制度の概要

- ・森林所有者自らが経営管理を実施できない（実施できていない）森林があることから、市町村は森林の所有者に対し、森林の経営管理に関する意向の確認（意向調査）を行う。
- ・森林所有者から市町村に経営管理を委託したいと要望があった場合は、経営管理を行うための権利を市町村に設定する。
- ・市町村は、経営管理を行うための権利を取得した森林について、地域の林業経営者に再委託するか、又は市町村自らが経営管理を実施することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を一体的に促進する。

◎進め方

1. 意向調査の準備

- ・森林(民有林のうち人工林)の状況等の把握
- ・施業履歴等の情報を整理
- ・対象森林を抽出し、優先順位を決定

2. 意向調査の実施

3. 境界の明確化

4. 市町村に経営管理を委託

林業経営に適した森林

林業経営に適さない森林

地域の林業経営者

市町村が管理

5. 森林整備の実施